

# 2017（平成29）年度 自己点検・評価報告書

桐朋学園大学

## 2017（平成 29）年度 自己点検・評価報告書

### 目次

1. 点検項目について.....	2
2. 規程集の見直し.....	2
3. 3ポリシーの見直し.....	2
4. SD の実施.....	3
5. まとめ.....	3

## 1. 点検項目について

2016年度の認証評価での参考意見や改善を必要とする指摘点が、見直されたかどうかを点検した。

(資料：2016年度第4回自己点検評価委員会小委員会議事録)。

<参考意見、改善を要する点>

① TA(ティーチングアシスタント)制度について、大学院の設置後確実に整備されることが望ましい。

② 教員の昇任について指針はあるものの規則が整備されていない点について改善を要する。

③ 専任教員が講義準備や研究を円滑に行うことが出来るよう、個別占有スペースを可能な限り確保するよう配慮が望まれる。

→ まずは、学生の練習スペース確保が問題となっている。この点の見通しが立ってから取り掛かる。

④ 学則等、重要な規則に改廃について、実際の審議過程に則した改廃条文の明記が望まれる。

→ 学則に関しては、私立の他大学の学則を参考にし、調査したところ主な私立大学では学則の条項に改廃条文が掲載されているところは殆ど無いことがわかり、一先ず本学の学則は着手しないこととした。職員の資質能力向上を図る機会として、内部研修の計画的な実施が望まれる (SDの実施)。

<面談での指摘点>

⑤ ディプロマポリシーと建学の精神との関連性が分かりにくい。

⑥ 規程集の項目不備が何件か見受けられる。

上記の項目に関して見直しが行われ、改善に向けて実行されたことが確認できた。以下にその報告を記載する。

## 2. 規程集の見直し

### 1) 「教員の昇任」の規定化

人事教授会での審議を経て、数回の教授会での審議の後、9月に決定した。現在は規程集に「桐朋学園大学 専任教員職位基準」として定められている。

### 2) 規程集の項目等の見直し

その他、規程集全般について見直しが行われた。見直し項目は、学長選挙規程のように全学的な審議が必要なものから、規程間での整合性がとられていなかったものまで多岐に渡っている。変更、修正された規程とその承認日は、資料「桐朋学園音楽部門規程台帳 (2017年4月～2018年3月)」の通りである。

## 3. 3ポリシーの見直し

2016年度11月から2017年度5月の主任会議で検討がなされた(主任会議議事録)。その結果、建学

の精神との関連性を指摘されたディプロマポリシーに関しては、その精神を引き継いでいることが明記されている表現に修正を行った（図 1）。3月の教授会にて承認され（3月教授会議事録、教授会資料3ポリシー）、HPや学校案内等に反映されている。同時にカリキュラムの見直しも実施されたが、現段階では特に問題は見当たらないことから、カリキュラムポリシーとアドミッションポリシーの変更は行わないことが確認されている。

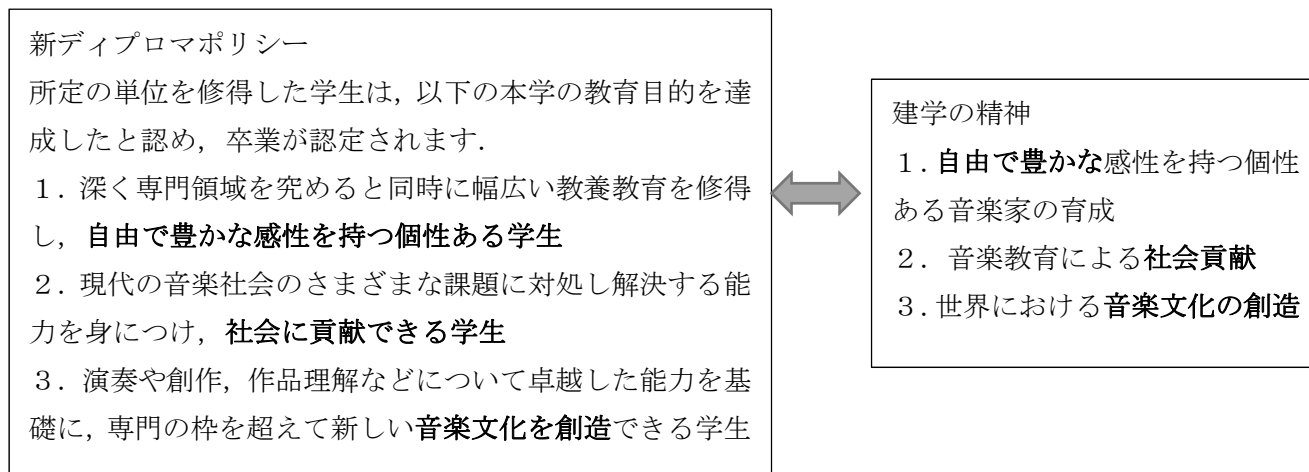


図 1 建国の精神とディプロマポリシーの関連性

#### 4. SD の実施

2018年1月16日に「大学における合理的配慮とその対応」というテーマで実施された。講師として障害支援の専門家を招き、専任教員42名、非常勤教員16名（高校教諭を含む）、職員12名、その他2名を含む73名が参加した。本学では、様々な障害や病気を持ちながら音楽を学ぶ学生を多数受け入れてきた。それぞれのケースに合った教育的配慮が必要であり、多くの教職員が「合理的配慮」とは何かを学ぶよい機会となった（2017年度SD研修実施報告書）。

#### 5. まとめ

指摘点の①「TAの設置」に関しては、大学院開校1年目でもあり、まだ着手できていない。室内楽やオーケストラ等の授業では、学部生と大学院生が共に学ぶ機会があり、お互いが刺激し合い教育的効果は大きい。その意味でも、大学院生がTAとして手助けする制度は有効と考えられるので検討を開始する必要がある。

また、「TAの設置」に関しての自己点検評価に関連して、今年度設置した大学院音楽研究科についても確認を行った。教員組織や授業科目は、設置計画通り行われており、設置趣旨に則した教育が行われていることが確認出来たが、設置目的が達成されたか否かについては、第1期修了生を出した段階で判断すべきものとする。

職員の昇任規則整備を始め、管理運営に関わる部分については、着手を初めており今後の点検、改善の項目と考えられる。

以上